

四日市市告示第 212 号

都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、「別紙図面」は省略し、四日市市 都市整備部 市街地整備・公園課において縦覧する。

平成28年 4月 1日

四日市市長 田中 俊行

公園名	位置及び区域	面積（㎡）	供用開始日
東坂部3号公園	四日市市東坂部町字貝野 2182 番地 15	100.00	平成28年3月31日

（ 都市整備部 市街地整備・公園課 ）